

令和 3 年度 下 半期 指定管理者管理運営状況シート

1. 施設の概要

施設名	みやこ園	所管課	障がい福祉課
所在地	岐阜市都通2丁目23番地		
指定管理者名	社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団		
指定期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで		
選定方法	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募		
料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 利用料金 <input type="checkbox"/> 料金徴収なし		
指定管理委託料(年額)	平成29年度 86,530,000円 平成30年度 87,830,000円 令和元年度 89,619,249円 令和2年度 85,603,943円 令和3年度 86,303,943円		
施設の設置目的	対象を主に難聴乳幼児及びことばやコミュニケーションの発達に支援が必要な障がい児とし、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応の為の訓練に係る支援を提供する		
施設概要	◇構造:鉄筋耐火構造5階建 5階建のうち3階及び5階の一部 ◇延床面積:606.61㎡ ◇施設内容:訓練・検査室、医務室(診察室)、浴室、便所、事務室、倉庫、更衣室		

2. 利用状況

		R3下半年期	R3上半期	R2 下半年期	R2 上半期	R1 下半年期
利用者数(単位:人)		2,880	2,335	3,023	2,135	3,108
各室稼働状況(人)	医務室(診察室)	296	258	262	220	245
	訓練・検査室	2,584	2,077	2,761	1,915	2,863

3. 業務の履行確認

区分	確認事項	履行状況
利用者サービス	①開園日・開園時間の遵守 ②適切な人員配置 ③広報の方策 ④苦情への対応	①岐阜市福祉型児童発達支援センター条例施行規則第5条別表のとおり履行。 ②管理者1名(指導員兼務)、児童発達支援管理責任者1名、相談支援専門員4名(兼任4)、言語聴覚士5名、児童指導員1名、保育士2名、訪問支援員6名(兼務6)、事務員1名 ③鳩時計Ⅱ、情報誌「共に」月1回発行。「岐阜県新生児聴覚検査支援事業検討会」「岐阜県難聴児支援センター運営会議」に出席し、早期発見早期療育について啓蒙。 ④苦情箱設置「岐阜市社会福祉事業団苦情解決に関する事業実施要綱」に基づき解決のしきみを取っている。ポスター掲示と年度当初、入園時の告知。
自主事業・提案事業	①岐阜県難聴幼児地域療育等支援事業の実施	①下期39件実施。(すべて在宅) 診療部門で聴覚障がいの診断後、療育機関を決定するまで相談を繰返した。 検査前の不安を抱えた母子(一側性高度難聴児等)へも対象を上げた。
施設管理	①日常・定期清掃業務 ②警備業務 ③自動ドア保守点検 ④空調設備保守点検 ⑤消火設備保守点検 ⑥電気設備保守点検 ⑦昇降機保守点検 ⑧害虫駆除業務	①日常・定期清掃業務 トイレ、フロア清掃毎日1回、ワックス月1回。ガラス清掃年2回(7/22,12/26実施) ②夜間警備毎日午後9時、警備会社による巡回 ③なし ④空調設備毎日点検 ⑤消火設備点検年2回(9/28,3/18実施) ⑥電気設備点検月1回 ⑦昇降機点検月2回 ⑧害虫駆除(6/10,12/14調査実施)
施設修繕	下記の観点からの修繕実施状況 ・迅速な修繕の実施 ・指定管理者のノウハウを生かした修繕・整備	プレイルーム壁紙の全面張替え(12月)
危機管理・法令遵守	①個人情報の保護 ②非常時の対応策 ③関係法令の遵守	①岐阜市社会福祉事業団個人情報保護規程の遵守。 ②土砂災害、水害を含めた避難確保計画に沿った備蓄品整備 消費期限の確認/入替 ・避難訓練毎月実施 福祉健康センター全体での訓練(8/31) (コロナ対応のため、代表者数名で実施) ・民間警備会社への非常通報装置設置 ③児童福祉法等の関係法令を遵守すべく、職員にその旨周知

4. 利用者評価

利用者アンケートの実施状況	きこえクラス、ことばクラス共にR4.2.1～3.28に実施。 療育の形態が異なるため、きこえクラス、ことばクラス、別用紙を用いて実施した。
利用者アンケートの実施結果	別紙(きこえクラス、ことばクラス、それぞれに実施)
利用者からの要望・苦情と対処・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場への不満は、R4年度から無料にするため、緩和されると思われる。ただし場所については変更することは難しいため、警察とも連携しながら危険回避に努めたい。 ・養育者講座等の託児については、感染防止対策が優先されるため理解を求めると共に、Zoom等を使うやり方も検討し、早速新年度より、園内の職員研修でZoomを使用し、LAN環境の検証も行う。

5. 指定管理者の選定基準に基づく評価

区分	選定基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価		
				指定管理者	所管課	評価委員会
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	・施設を広く周知するため、保健所、医療機関、学校などへ広報・啓発を実施。	A	A	A
		情報公開、広報の方策	・指定管理者が発行する機関誌による広報。 ・指定管理者が定めた「情報公開規程」に基づき対応。	A	A	A
		区分評価			A	
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用(設置目的)を最大限発揮するものであること	既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	・ことば遅れケースへの体験療育の実施と対象の拡大 ・在園生の通う保育園・幼稚園を訪問し、先生方に関わり方のアドバイス。卒園生への継続的フォローの実施	A	A	A
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	・保護者との懇談を行い、要望を把握する。 ・指定管理者が作成した「苦情解決に関する事業実施要綱」に基づき対応	A	A	A
		利用者に対するサービス向上の方策(窓口対応、プロモーション、設備の整備など)	・外部研修で学んだ知識、情報、技術を職員間で共有する。 ・聴覚障がい児教育の専門家から日頃の療育のアドバイスを受ける内部研修の継続実施	A	A	A
		利用促進、利用者増の方策	・指定管理者が発行する機関誌による広報 ・早期発見ポスターの配布 ・体験療育の実施	C	C	C
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	・利用者へのアンケートを実施	A	A	A
		施設の効用(設置目的)を最大限発揮できるスタッフの配置	・言語聴覚士等の専門職員の配置	A	A	A
		区分評価			A	

区分	選定基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価		
				指定管理者	所管課	評価委員会
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	収支計画の妥当性	・収支計画に沿った運営	A	A	A
		管理経費縮減の具体的方策	・講演会等の行事に関する事務通信費の縮減 ・節水及び節電による光熱水費の縮減	A	A	A
		スタッフ配置の妥当性(無理はないか)	・児童発達支援センターとしての最低基準	A	A	A
		区分評価			A	
安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	経営基盤の安定性	・民事再生法や破産法に基づく再生／破産手続き開始の申立てをしていない。 ・法人市税等の滞納がない。	A	A	A
		組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等	・言語聴覚士等の専門性をもった職員を配置	A	A	A
		スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制	・管理者、チームリーダー、主任スタッフを配置し、スタッフの監督、指導、育成を実施	A	A	A
		スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策	・聴覚障がい児教育の専門家による職員研修実施	A	A	A
		リスクへの対応方策(防止策、非常時の対応マニュアルなど)	・災害対応マニュアルを策定。今後マニュアルの周知、マニュアルに基づき整備を予定	A	A	A
		リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)	・保険に加入し、賠償責任が問われる事案に対応。	A	A	A
		区分評価			A	
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること	地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	・小学校に出向き、教員を対象に研修や、児童・生徒を対象に授業を行う。 ・地域の専門学校、大学等の実習生受け入れ	A	A	A
		地元での資材等の調達	・地元の業者に発注	A	A	A
		地元での社会活動等への参加	・地域の手話奉仕員、要約筆記奉仕員養成講座で講師として参加。	A	A	A
		その他地元への貢献に関すること	・岐阜市内乳幼児の聴力検査の実施。	A	A	A
		区分評価			A	

6. 指定管理者の取組みに対する自己評価(良否、課題と解決策など)

<p>今期の取組みに対する評価</p>	<p>【努力した点】 これまで同様のやり方にこだわらず、コロナ禍であっても実施可能なやり方を模索し、感染症対策を行いながら利用者の希望に添う運営をした。 1) 障がい福祉課、事業団事務局の指導の下、クリスマス会、卒園式の実施。 (対策としては、一般的な感染症対策に加え、参加者を限定する。より広い会場で行う等、卒園式での歌は事前に撮影したVTRで代わりに行う等) 2) 職員の健康管理を徹底するため、毎日3回の体温測定、咳、味覚、倦怠感のチェックは継続中。またWHO、厚生労働省の通知等を逐次チェックし、適切なエビデンスに基づく対応をした。「感染防止緊急対策研修会」の動画視聴を職員研修として複数回実施し、時間を確保できた職員から随時視聴できるようにした。 3) 岐阜県が設置する難聴児支援センターの運営会議に参加し、早期発見・早期療育開始の重要性について、具体的なデータを基に報告した。その結果、県内保健師からの問い合わせも増え、前年同期の検案件数増につながった。 きこえクラスは17名でスタートし、3月に26名となった。(年度末には卒園、療育機関変更により22名) ことばクラスは、8名でスタートし、3月に12名となった。(年度末には卒園、転居等により9名)</p> <p>【反省点】 ことばクラスの体験療育へのお誘いの仕方について、ルール化したことが職員の混乱を招いたと思われるため、診療担当者だけでなく、全職員の意見を吸い上げ新年度の体制を作った。 園児・卒園生の通う保育所や小学校への訪問は、コロナ禍による訪問控えもあり予定通りの実施ができなかった。</p> <p>【自己評価】 今期は、複数職員が感染症り患、濃厚接触者認定により自宅待機となった。その間は療育・診療共、代わりの職員が自宅待機職員と連絡をとりながら続けることができた。行事についても当初予定していた外部講師による講演会や講座、交流会、終了会、オリエンテーション等、大勢が集まるものは延期、または変更とせざるをえなかったが、その都度最善の方法を検討し、利用者の要望に応えるやり方で行なった。 園児・卒園生の通う保育所や小学校への訪問は、コロナ禍により難しい面もあったが、時機を見て可能な限り訪問した。また難しい場合も電話や保護者を介して状況把握に努めた。</p>
<p>前回までの意見を踏まえた取組み状況</p>	<p>きこえクラスの利用者増について、通い方の提案をし飛騨方面の乳児の入園希望となった。また聴覚障がいと他障がいを持つ重複障がい児については全職員が対応できるようビデオによる指導研究をするなどした。</p>
<p>今後の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ことば体験療育の誘い方を改め、求めている親子に責任を持って対応できる職員を育てていきたい。 ・感染症に対応しつつ、普段の療育が当たり前に行える環境を整えていきたい。 ・言語聴覚士を安定して採用できるよう、養成校や岐阜県難聴児支援センターとの繋がりを持つ。 ・地域の事業所・学校等への支援を行い、センターとしての役割を継続したい。 ・保育所等の対象とならない中学生への支援をする。 ・一側性高度難聴乳幼児への支援(特に学校への支援)に取り組む。

7. 所管課の意見

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、保護者学習会(養育者講座)を2部制で行い、少人数制等の対策をして実施したり、通園に不安を抱える園児に対し、家庭訪問を行い支援を行うなどし、保護者等の要望に応える工夫をされたことは評価できる。

・利用促進・利用者増については、きこえクラスの利用日数の検討や関係機関との連携、市民への広報、啓発に取り組まれない。

8. 指定管理者評価委員会の意見

・所管課の意見のとおり、適切に管理運営されている。